

福山港港湾計画資料

— 一部変更 —

平成 30 年 3 月

福山港港湾管理者
広島県

目 次

I. 変更理由	1
II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
1. 公共埠頭計画	2
2. 水域施設計画	5
III. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	14
1. 廃棄物処理計画	14
IV. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	15
1. 土地造成計画	15
2. 土地利用計画	18
V. その他重要事項に関する資料	19
1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として 機能するために必要な施設	19
2. 大規模地震対策施設	20
VI. その他の資料	26
1. 環境の保全に関する資料	26
2. 新旧法線対照図	27
3. 地方港湾審議会名簿	28

I. 変更理由

- (1) 船舶の大型化に対応するため、箕島地区、箕沖地区において公共埠頭計画を変更するとともに、水域施設計画、土地造成計画、土地利用計画を変更する。
- (2) 大規模地震災害時における緊急物資輸送等に資するため、また幹線貨物輸送の拠点としての機能を維持して経済活動への影響を最小限にするため、箕島地区、箕沖地区において大規模地震対策施設計画を変更する。

II. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

1. 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画の必要性

箕島地区において大型貨物船での効率的な海上物流の実現を図り、国内有数の鋼材、造船資機材の輸出拠点として地域経済の発展に資するため、公共埠頭計画を変更する。

また、箕沖地区においてコンテナ船の大型化に対応するため、コンテナ取扱岸壁の機能強化に資する公共埠頭計画を変更する。

表 II-1-1 対象船舶の諸元

地区名	船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
箕島	貨物船	40,000DWT	198m	30.7m	11.5m	
箕沖	コンテナ船	30,000DWT	203m	30.6m	11.2m	

(2) 公共埠頭計画の規模及び配置の考え方

1) 公共埠頭の必要水深

岸壁の必要水深は、対象船舶の船型より以下に示す値とする。

表 II-1-2 公共岸壁の必要水深

地区名	船種	載貨重量トン数	必要水深※	備考
箕島	貨物船	40,000DWT	13m	
箕沖	コンテナ船	30,000DWT	12m	

※港湾の施設の技術上の基準・同解説（H19.7）

2) 公共埠頭の必要延長

岸壁の必要延長は、標準バース長より以下に示す値とする。

表 II-1-3 公共岸壁の必要延長

地区名	船種	載貨重量トン数	船長	船幅	必要延長※
箕島	貨物船	40,000DWT	198m	30.7m	260m
箕沖	コンテナ船	30,000DWT	203m	30.6m	250m

※港湾の施設の技術上の基準・同解説（H19.7）

3)今回計画する公共埠頭計画の規模及び考え方

今回計画する公共埠頭の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表Ⅱ-1-4 公共埠頭計画の規模及び考え方

地区名	埠頭用地	水深	延長	バース数	計画区分	規模・配置の考え方
箕島	13.1ha	13m	260m	1	新規計画	増加する鋼材、金属製品の輸出及び貨物船の大型化に対応するため、対象船舶に対応した岸壁水深、延長を確保する。
		7.5m	520m	4	既設	既設の通り。
		5.5m	450m	5	既設	既設の通り。
箕沖	17.8ha	12m	250m	1	既設の変更計画	東南アジアとの定期コンテナ船の大型化に対応するため、対象船舶に対応した岸壁水深、延長を確保する。
		12m	240m	1	既定計画の変更計画	上記、新規計画に伴い、既定計画の法線計画を変更する。
		10m	170m	1	既設の変更計画	既設の通り。

2. 水域施設計画

(1) 航路計画

1) 航路計画の必要性

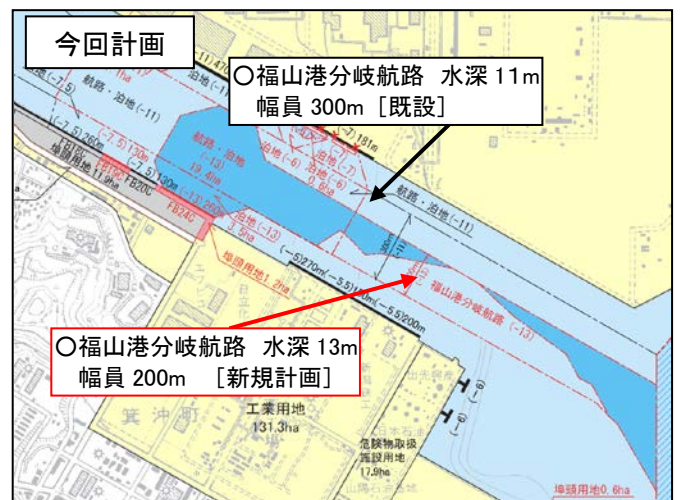
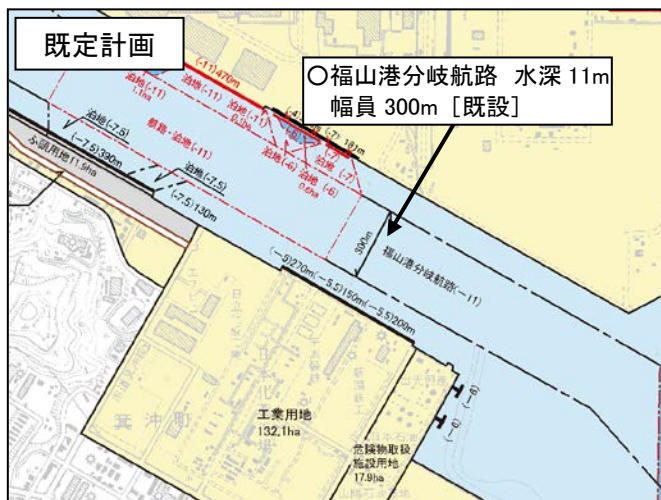
公共埠頭計画に対応して、大型船舶の安全な航行に必要な航路水深、航路幅員を変更する。

2) 今回計画する航路の規模及び配置

今回計画する航路の規模及び配置は、次のとおりとする。

表Ⅱ-2-1 航路の規模及び考え方

施設名	水深	幅員	計画区分	規模及び配置の考え方の考え方	配置及び法線の考え方
福山港分岐航路	11m	300m (うち200mは水深13m)	既設の変更計画	新規計画に伴い、船舶の航行に必要な規模を確保する。航路は既存航路の南側法線から必要な幅員(4万DWT級貨物船の船長)を確保する。 なお、既設の水深11m幅員300m航路については現行通りとする。	対象船舶の入出港における安全性、周辺水域の利用状況等を考慮して配置。



図Ⅱ-2-1 今回計画する航路の位置図

(2) 泊地計画

1) 泊地計画の必要性

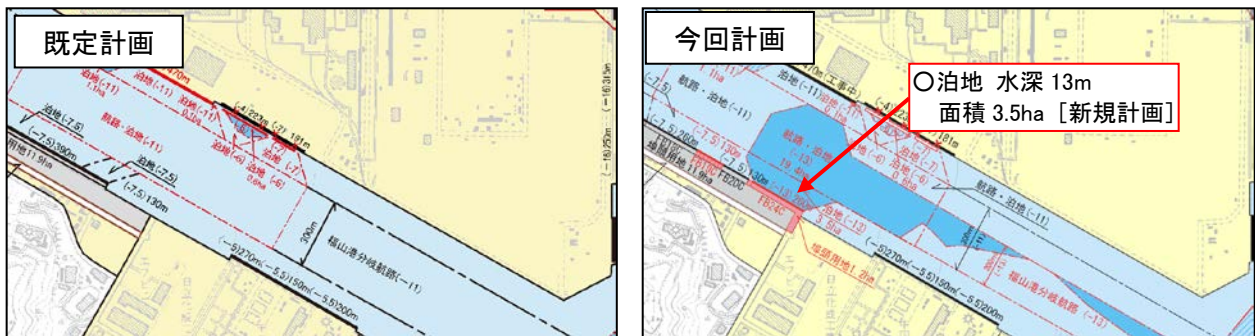
公共埠頭計画に対応し、対象船舶の安全な停泊に必要な水域を確保するため、泊地を計画する。

2) 今回計画する泊地の規模及び配置

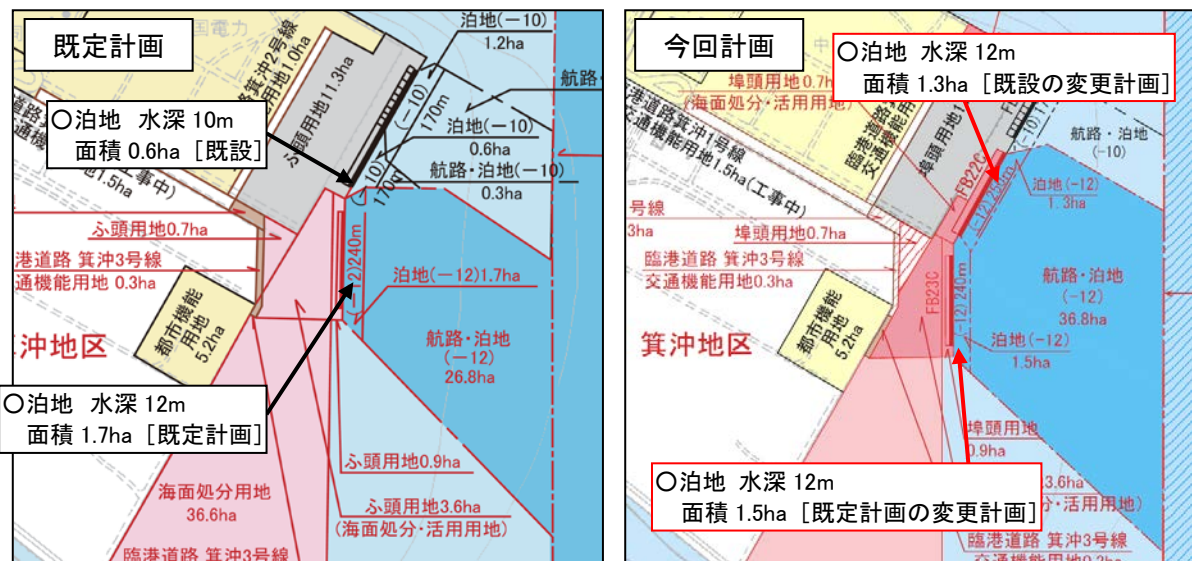
今回計画する泊地の規模及び配置は、次のとおりとする。

表Ⅱ-2-3 泊地の規模及び考え方

地区名	水深	面積	計画区分	水深設定の考え方	配置及び法線の考え方
箕島	13m	3.5ha	新規計画	4万DWT級貨物船に対応した水深を確保する。	対象船舶の停泊に必要な水域を係留施設前面に確保する。
箕沖	12m	1.3ha	既設の変更計画	3万DWT級コンテナ船及び3万DWT級貨物船に対応した水深を確保する。	
		1.5ha	既定計画の変更計画		



図Ⅱ-2-2 今回計画する泊地の位置図(箕島地区)



図Ⅱ-2-3 今回計画する航路・泊地の位置図(箕沖地区)

(3) 航路・泊地計画

1) 航路・泊地計画の必要性

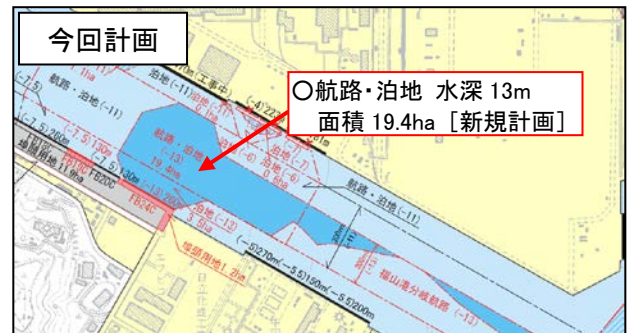
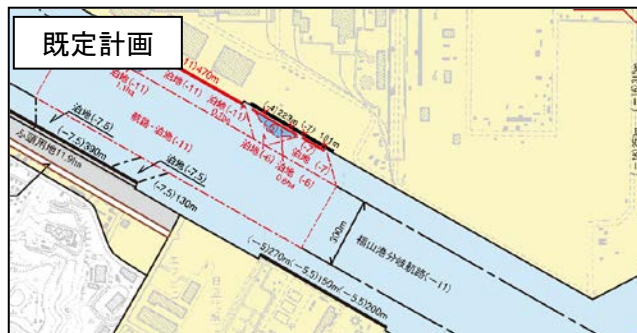
公共埠頭計画に対応し、対象船舶の安全な停泊・回頭に必要な水域を確保するため、航路・泊地を計画する。

2) 今回計画する航路・泊地の規模及び配置

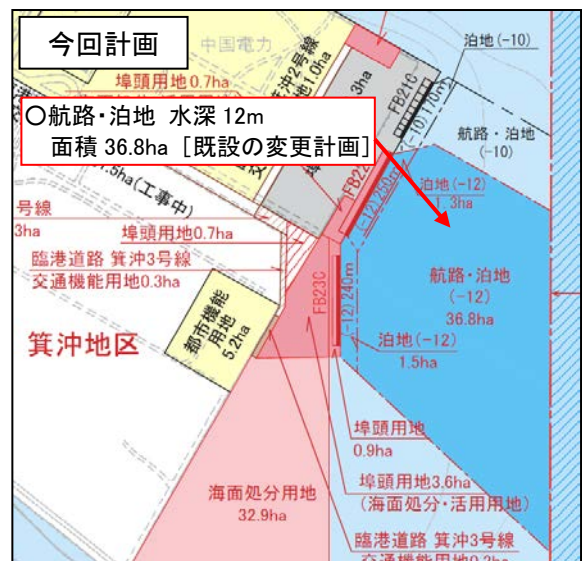
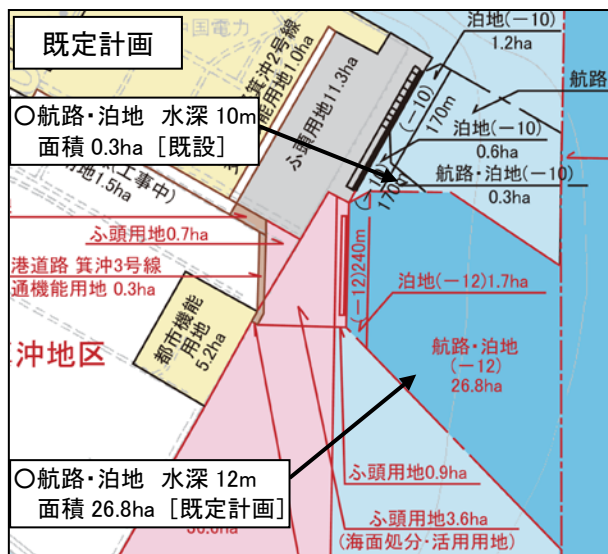
今回計画する航路・泊地の規模及び配置は、次のとおりとする。

表Ⅱ-2-2 航路・泊地の規模及び考え方

地区名	水深	面積	計画区分	水深設定の考え方	配置及び法線の考え方
箕島	13m	19.4ha	新規計画	4万DWT級貨物船に対応した水深を確保する。	対象船舶の離着岸時の操船、航行等に必要な規模(回頭:対象船舶の船長の2倍)を確保。
箕沖	12m	36.8ha	既設及び既定計画の変更計画	3万DWT級コンテナ船及び3万DWT級貨物船に対応した水深を確保する。	



図Ⅱ-2-4 今回計画する航路・泊地の位置図(箕島地区)



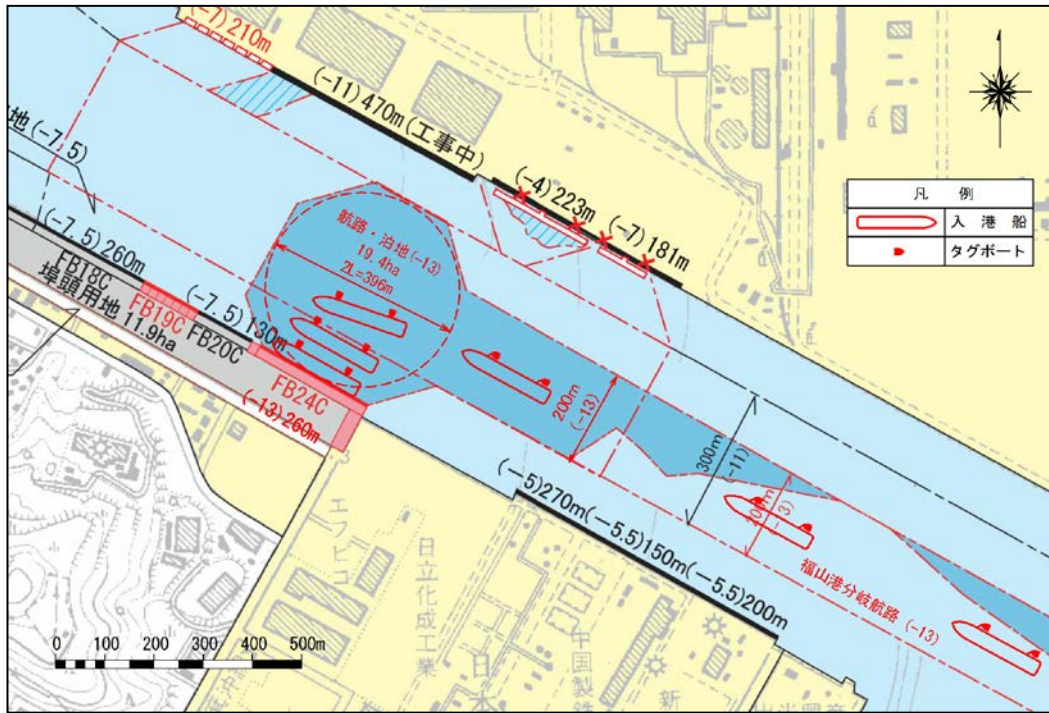
図Ⅱ-2-5 今回計画する航路・泊地の位置図(箕沖地区)

(4) 操船例図

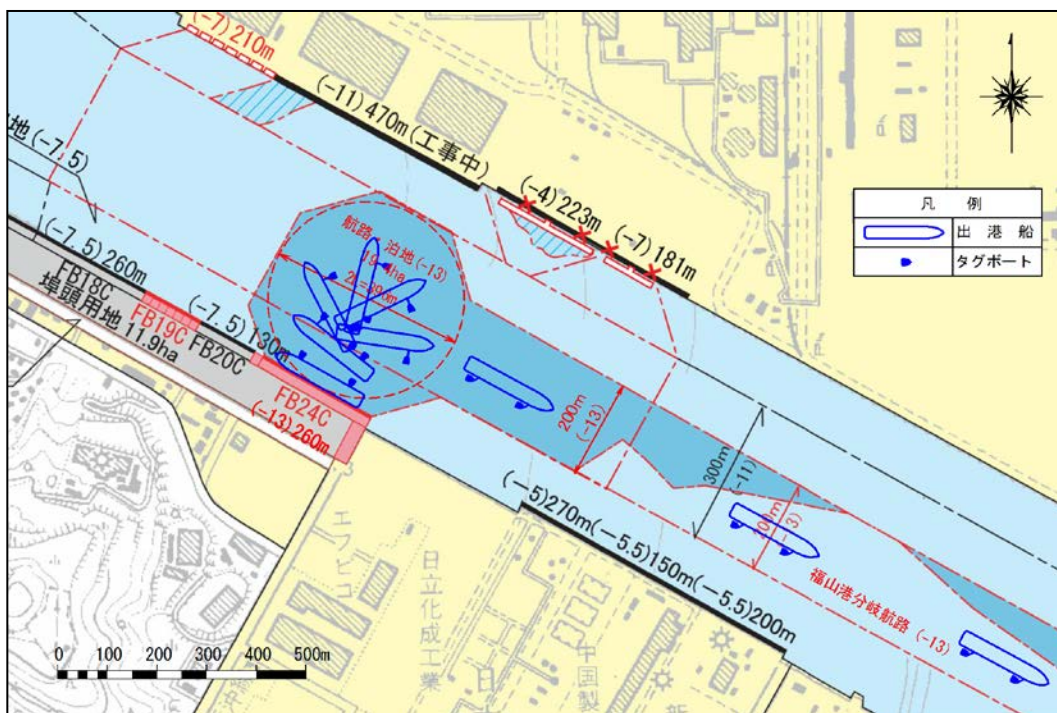
1) 箕島地区における操船例図

今回新たに計画する公共埠頭に係る操船例図は、次の通りである。

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
貨物船	40,000 DWT	198m	30.7m	11.5m	

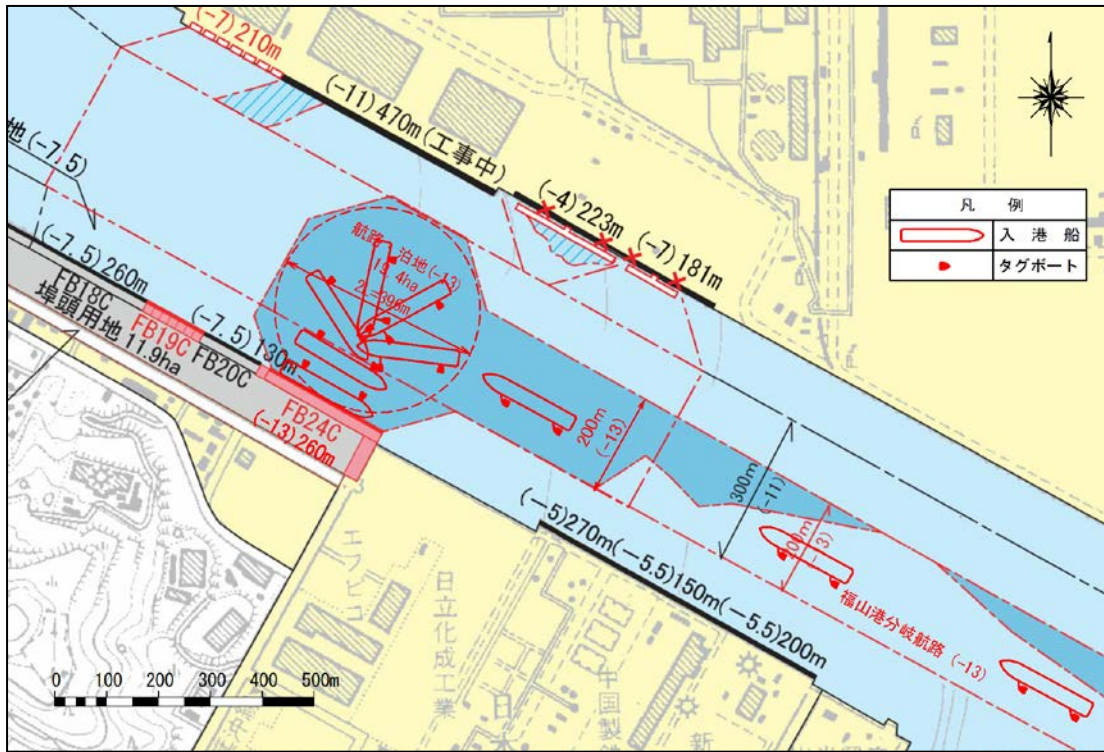


図Ⅱ-2-6 操船例図:箕島地区 入港【入船左舷付】

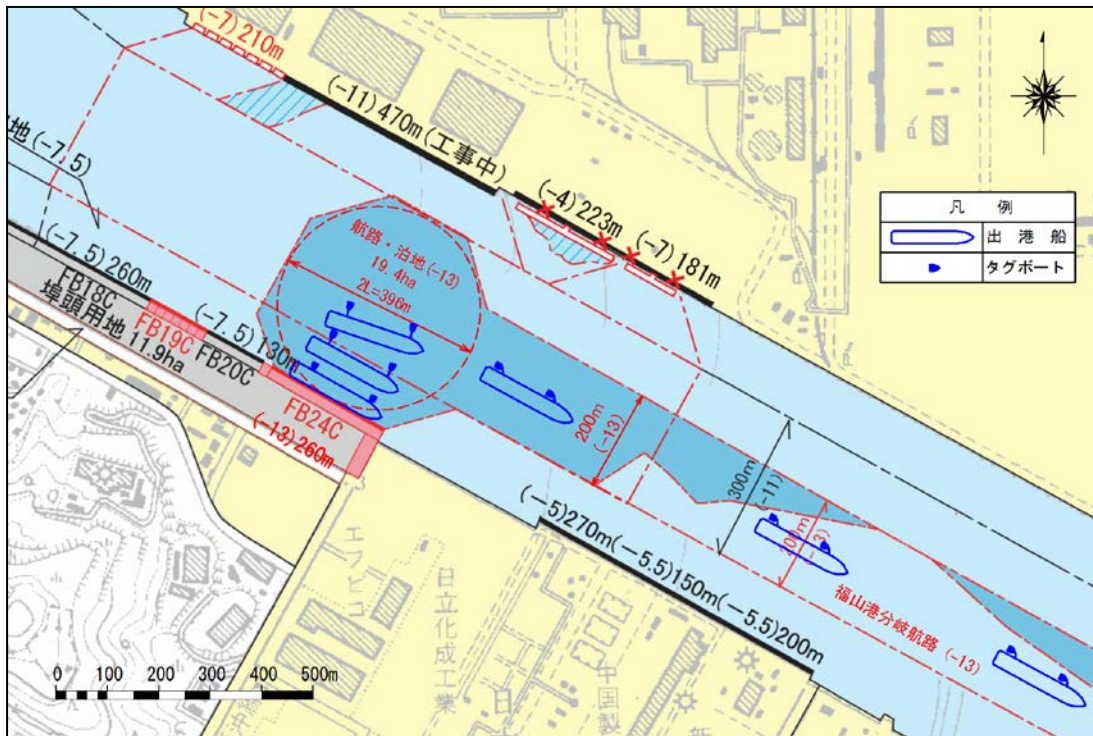


図Ⅱ-2-7 操船例図:箕島地区 出港【入船左舷付】

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
貨物船	40,000 DWT	198m	30.7m	11.5m	



図Ⅱ-2-8 操船例図:箕島地区 入港【出船右舷付】



図Ⅱ-2-9 操船例図:箕島地区 出港【出船右舷付】

2) 箕沖地区における操船例図

今回新たに計画する公共埠頭に係る操船例図は、次の通りである。

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
コンテナ	30,000DWT	203m	30.6m	11.2m	

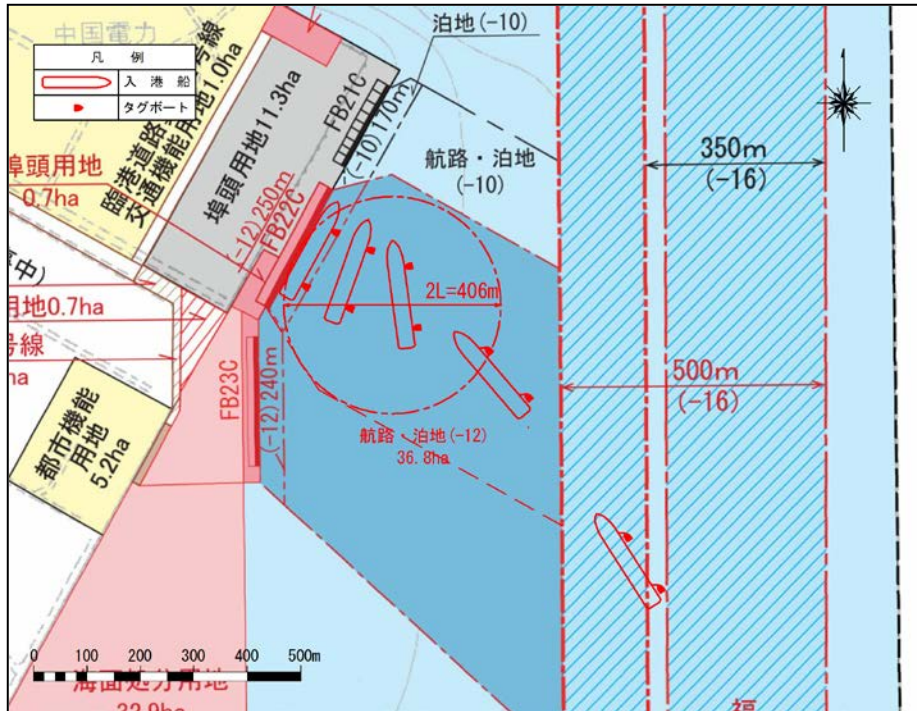


図 II-2-10 操船例図: 箕沖地区(第2バース) 入港【入船左舷付】

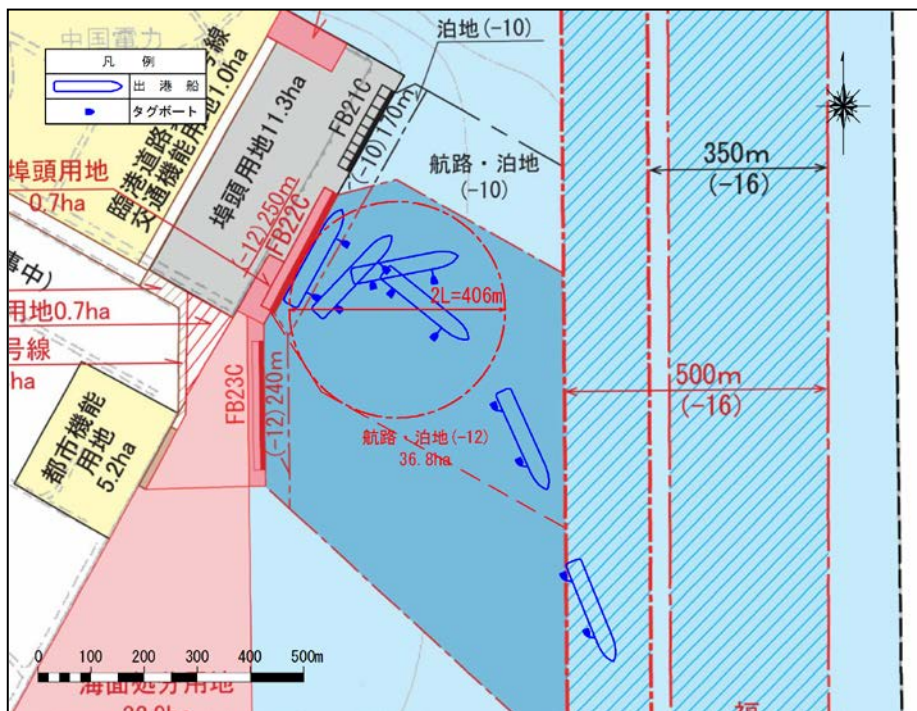
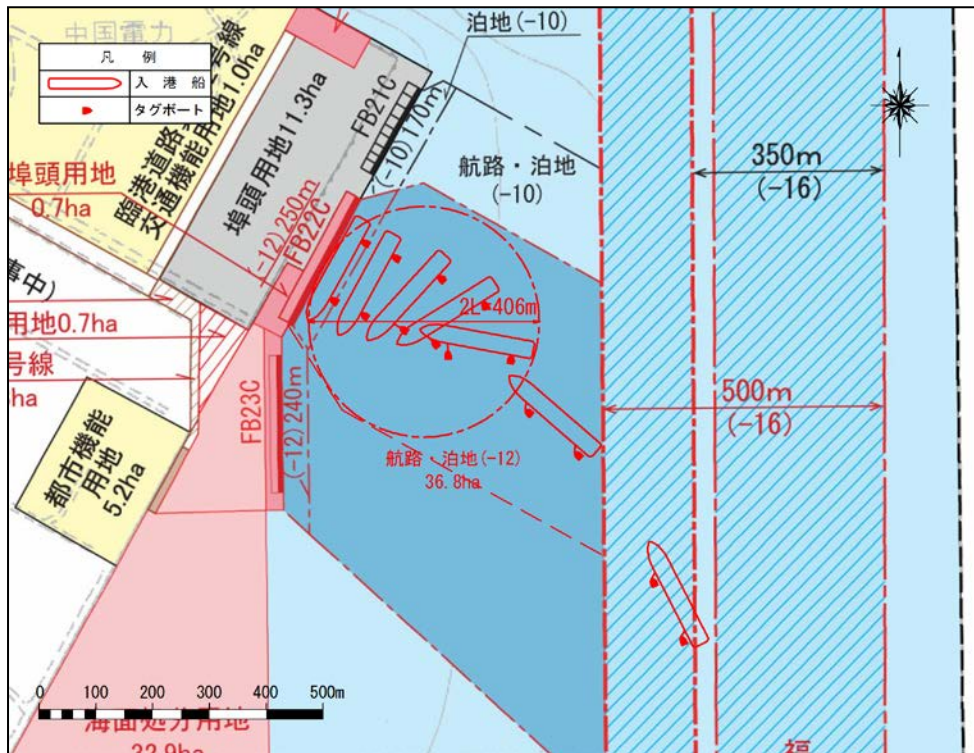
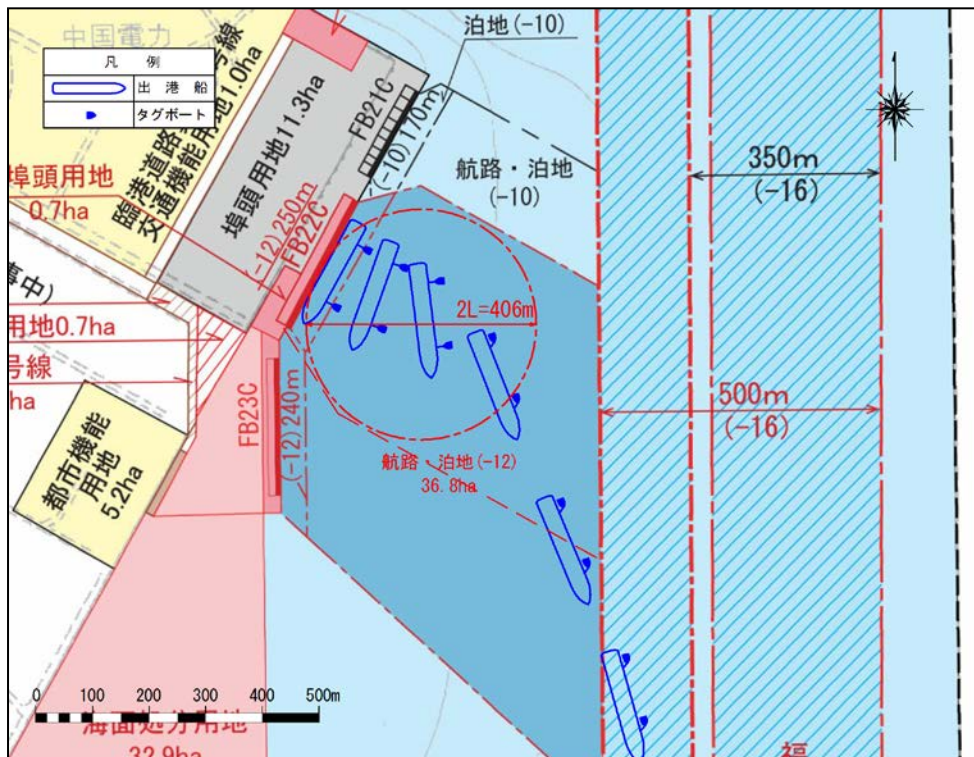


図 II-2-11 操船例図: 箕沖地区(第2バース) 出港【入船左舷付】

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
コンテナ	30,000DWT	203m	30.6m	11.2m	

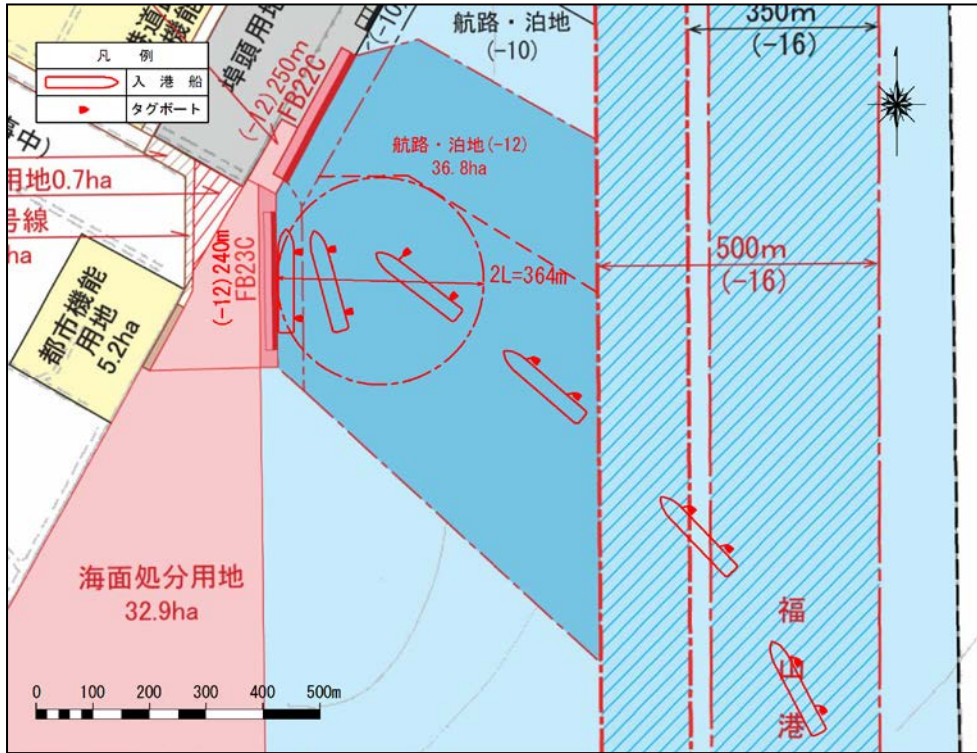


図Ⅱ-2-12 操船例図: 箕沖地区(第2バース) 入港【出船右舷付】

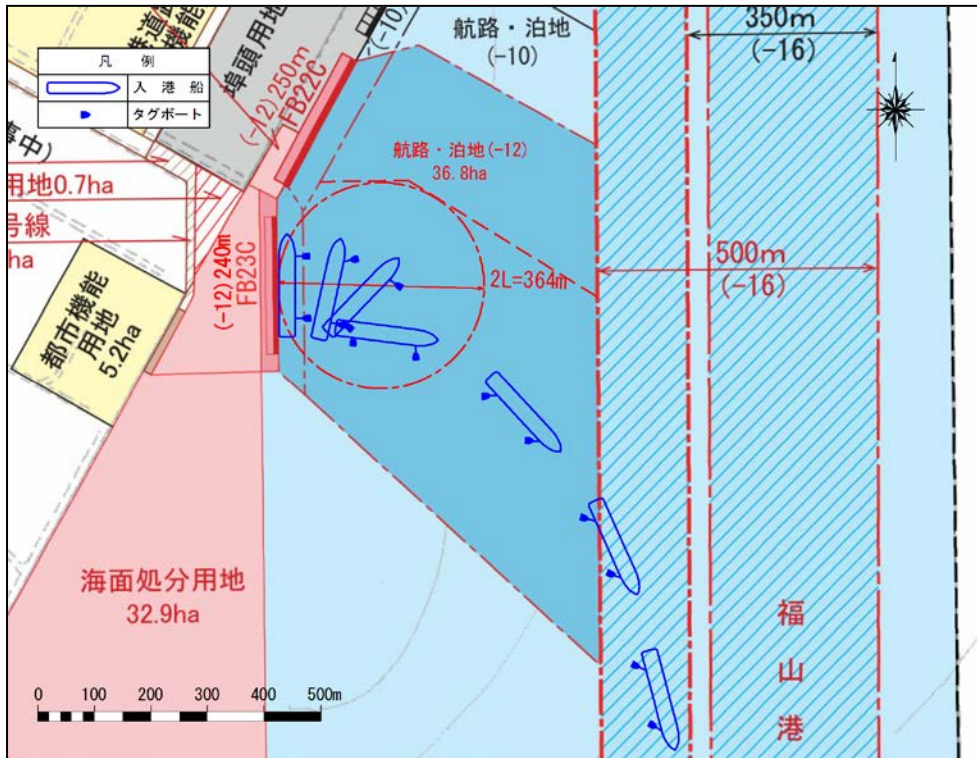


図Ⅱ-2-13 操船例図: 箕沖地区(第2バース) 出港【出船右舷付】

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
貨物船	30,000DWT	182m	28.3m	10.5m	

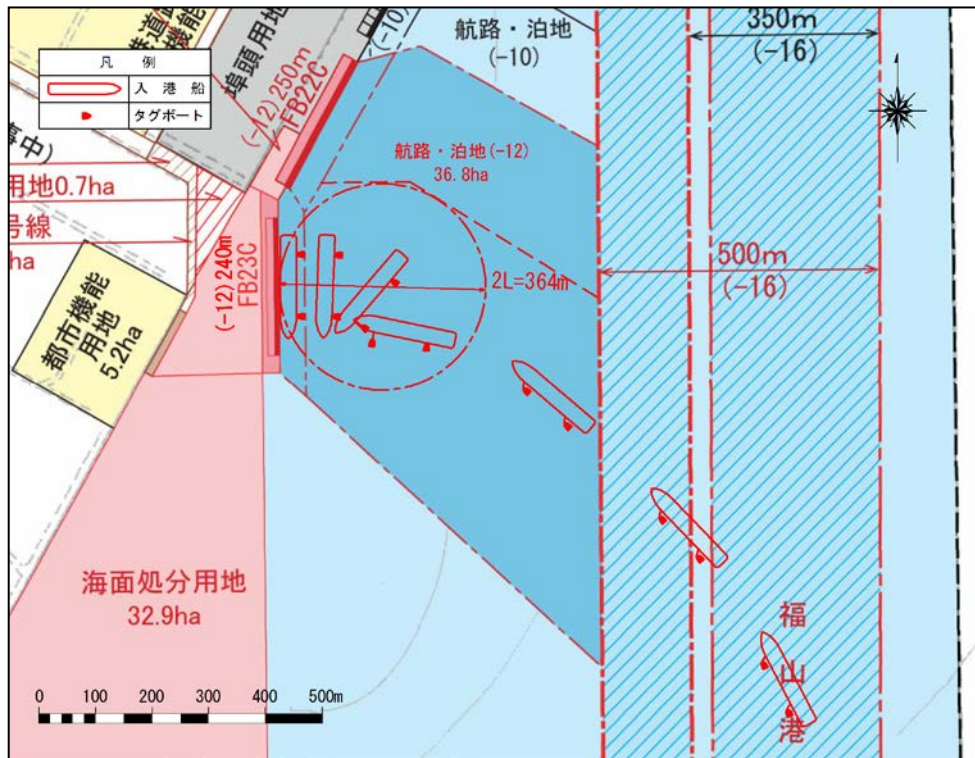


図Ⅱ-2-14 操船例図: 箕沖地区(第3バース) 入港【入船左舷付】

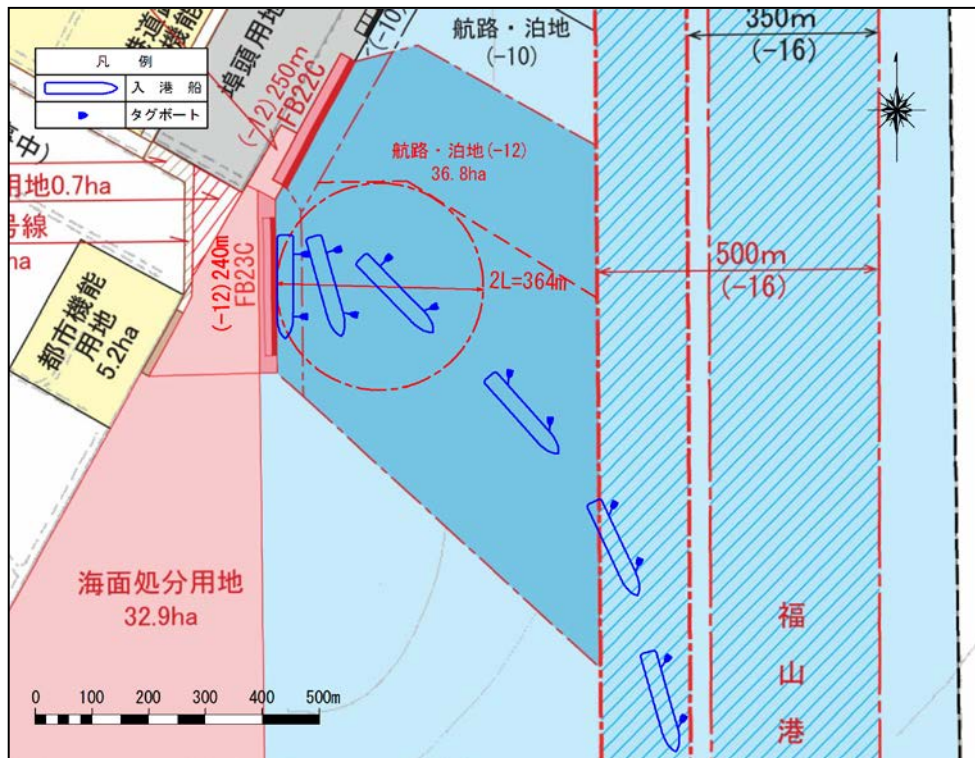


図Ⅱ-2-15 操船例図: 箕沖地区(第3バース) 出港【入船左舷付】

対象船舶の諸元					
船種	載貨重量トン数	全長	型幅	喫水	備考
貨物船	30,000DWT	182m	28.3m	10.5m	



図Ⅱ-2-16 操船例図: 箕沖地区(第3バース) 入港【出船右舷付】



図Ⅱ-2-17 操船例図: 箕沖地区(第3バース) 出港【出船右舷付】

IV. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

箕島地区、箕沖地区において、公共埠頭計画の変更に対応するため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1. 土地造成計画

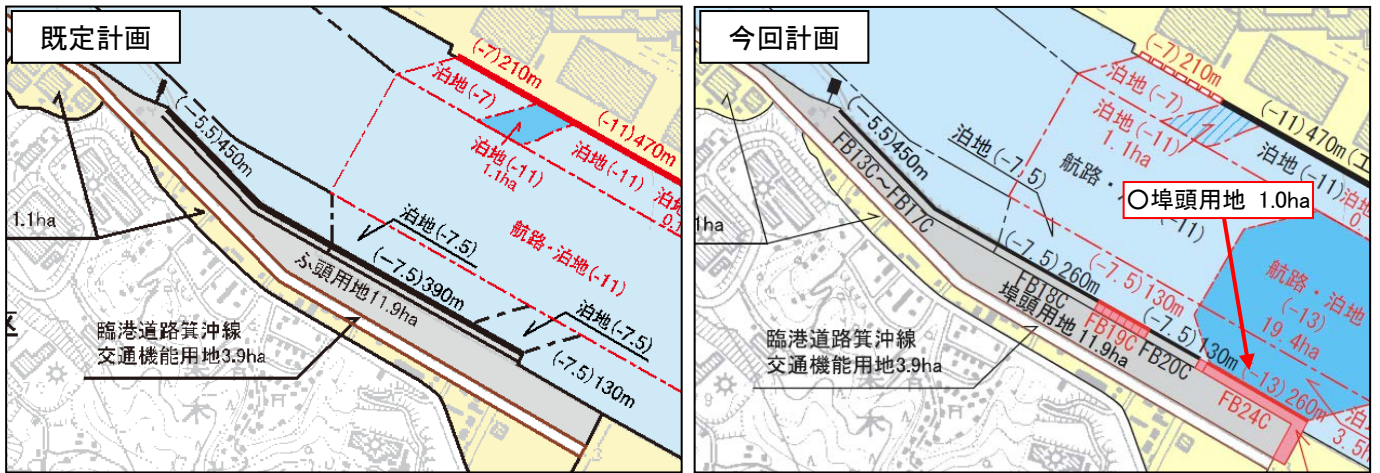
(1) 土地造成に係る土地利用計画

土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

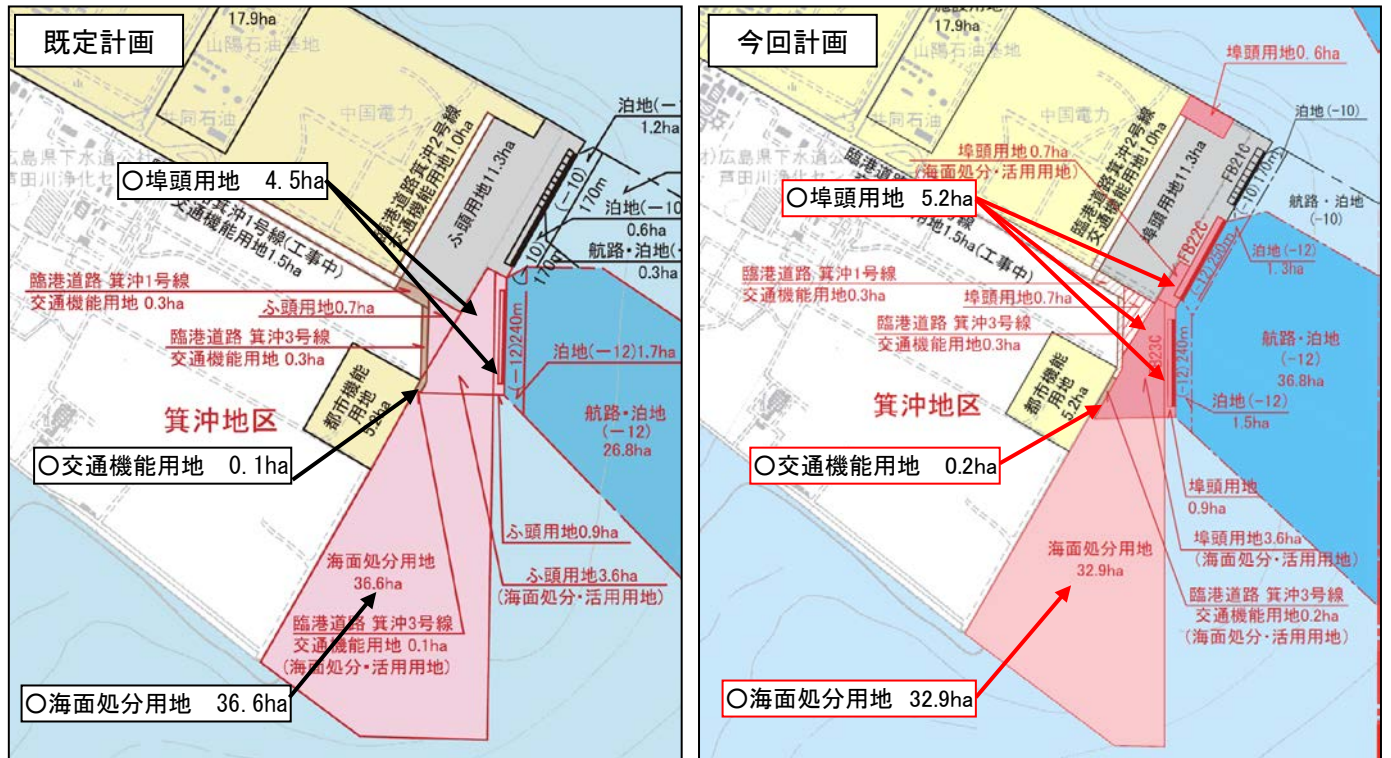
表IV-1-1 土地の造成に係る土地利用計画 (単位：ha)

用途 地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
箕島	—	—	埠頭用地	1.0	新規計画の岸壁背後の埠頭用地として新たに計画する。
	合計	—	合計	1.0	
箕沖	埠頭用地	4.5	埠頭用地	5.2	公共埠頭計画の変更に伴い土地利用計画を見直す。
	交通機能用地	0.1	交通機能用地	0.2	
	海面処分用地	36.6	海面処分用地	32.9	
	合計	41.2	合計	38.3	

注1 今回の変更に係る箇所についてのみ記述。



図IV-1-1 土地造成に係る土地利用計画図(箕島地区)



図IV-1-2 土地造成に係る土地利用計画図(箕沖地区)

(2) 土地造成に係らない土地利用計画

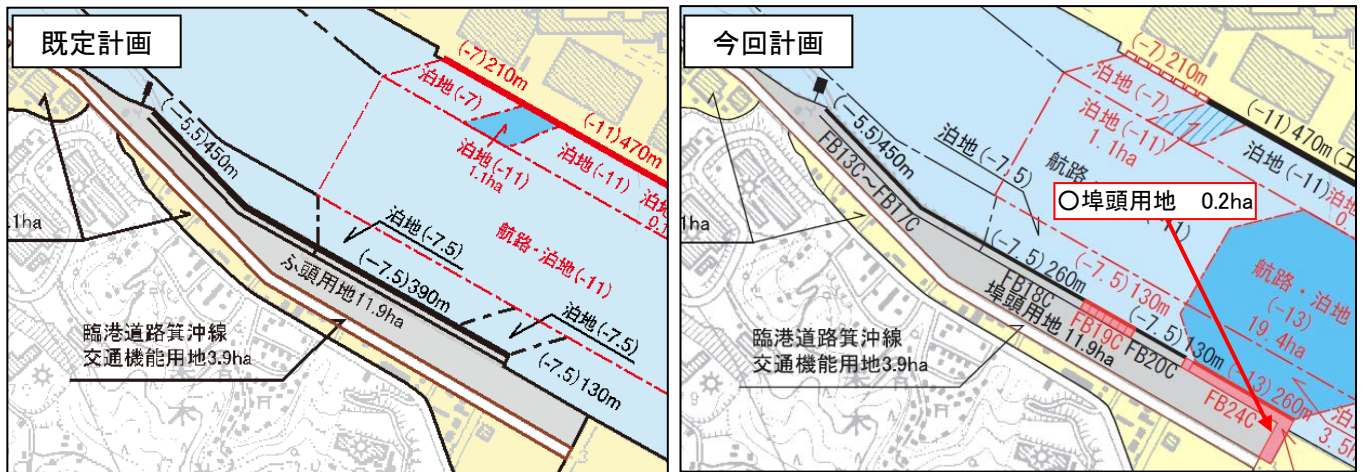
土地の造成に係らない土地利用の区分別面積と変更理由は、次のとおりである。

表Ⅳ-1-2 土地造成に係らない土地利用計画

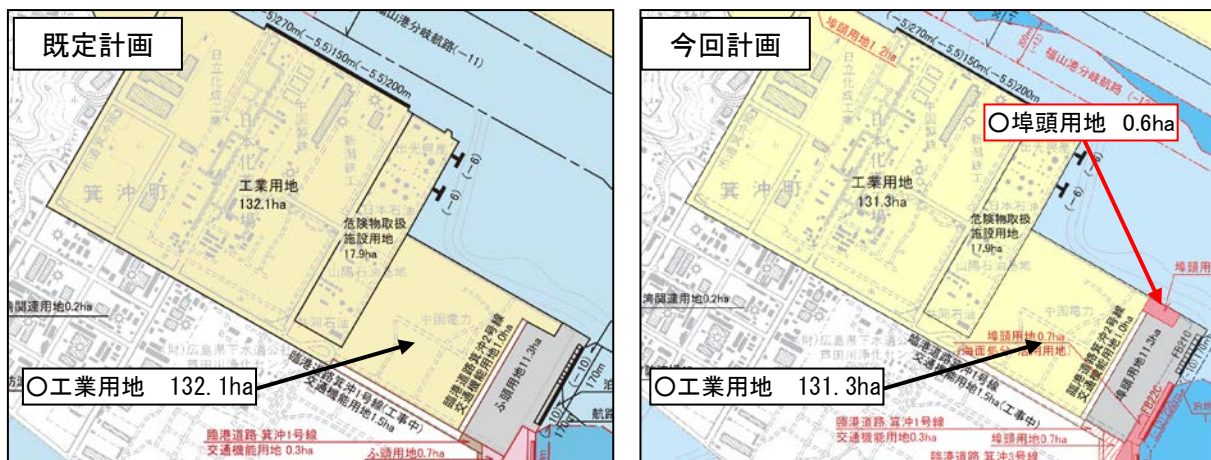
(単位：ha)

用途 地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用	面積	土地利用	面積	
箕島	—	—	埠頭用地	0.2	効率的な物流を図るため箕島地区の工業用地の一部を箕島地区の埠頭用地に変更する。
	合計	—	合計	0.2	
箕沖	工業用地	132.1	埠頭用地	0.6	効率的な物流を図るため工業用地の一部を埠頭用地に変更する。
	工業用地		工業用地	131.3	
	合計	132.1	合計	131.9	

注1 今回の変更に係る箇所についてのみ記述。



図Ⅳ-1-3 土地造成に係らない土地利用計画図(箕島地区)



図Ⅳ-1-4 土地造成に係らない土地利用計画図(箕沖地区)

2. 土地利用計画

(1) 土地利用計画

箕島地区及び箕沖地区における変更後及び変更前の土地利用計画は、次のとおりである。

表Ⅳ-2-1 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設 用地	海面 処分 用地	合 計
箕島	(13.1)	(11.1)			(3.9)			(28.1)
	13.1	11.1			3.9			28.1
箕沖	(17.8)	(0.2)	(131.3)		(3.3)	(17.9)	(32.9)	(203.4)
	17.8	0.2	131.3	5.2	3.3	17.9	32.9	208.6

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

表Ⅳ-2-2 変更前の土地利用計画(既定計画)

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱 施設 用地	海面 処分 用地	合 計
箕島	(11.9)	(11.1)			(3.9)			(26.9)
	11.9	11.1			3.9			26.9
箕沖	(16.5)	(0.2)	(132.1)		(3.2)	(17.9)	(36.6)	(206.5)
	16.5	0.2	132.1	5.2	3.2	17.9	36.6	211.7

注1 ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 今回の変更に係る地区についてのみ記述。

V. その他重要事項に関する資料

1. 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設及びそれに関連する既に計画されている施設のうち、国際海上輸送網及び国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は、次のとおりである。

福山港分岐航路

福山港分岐航路 水深11m 幅員300m（うち幅員200mは水深13m）

[既設の変更計画]

箕島地区

水深13m 岸壁1バース 延長260m [新規計画]

泊地

水深13m 面積3.5ha [新規計画]

航路・泊地

水深13m 面積19.4ha [既設の変更計画]

箕沖地区

水深12m 岸壁1バース 延長240m [既定計画の変更計画]

水深12m 岸壁1バース 延長250m [既設の変更計画]

泊地

水深12m 面積1.5ha [既定計画の変更計画]

水深12m 面積1.3ha [既設の変更計画]

航路・泊地

水深12m 面積36.8ha [既設の変更計画]

2. 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

1) 大規模地震対策施設の現況

福山港では、「福山港港湾計画改訂（平成10年3月）」において、「広島県地震被害想定調査（平成9年5月）」により検討された広島県東部地域に最も大きな被害を及ぼすとされる「中央構造線による地震」を想定し、大規模地震発生時における影響下においても、福山港が一定の物流機能を確保し、震災による経済社会活動への影響を軽減するための機能を併せ持つ大規模地震対策施設を箕沖地区に位置付け、現在供用中である。

表V-2-1 大規模地震対策施設の現況

地区名	水深 (m)	延長 (m)	バース数	対象船型	機能
箕沖	10	170	1	10,000DWT	緊急物資輸送用

2) 新たな大規模地震対策施設計画の必要性

広島県では、「広島県地震防災戦略（平成20年3月）」を策定して地震防災対策を進めてきた。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、甚大な被害をもたらされたため、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定の手法等について改めて中央官庁で検討がなされた。たとえば、国土交通省港湾局では、「臨海部防災拠点マニュアル」の見直しが行われた（平成28年3月）。

広島県でも、想定されうる最大クラスの地震・津波を見直す広島県地震被害想定調査検討委員会を設置し、「広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）」を作成した。

これらを受け、福山港においても、大規模地震発生時における被害想定の見直しを反映することで、具備すべき大規模地震対策施設の計画・配置の見直しを行う必要がある。

3) 福山市における被害想定

福山市に大きな影響を及ぼすとされる「南海トラフ巨大地震」、「長者ヶ原断層－芳井断層」における被害想定は、次のとおりである。

表V-2-2 南海トラフ巨大地震による福山市の被害想定

想定項目		単位	南海トラフ巨大地震	長者ヶ原－芳井断層
			福山市	福山市
建物被害	全壊棟数	棟	16,528	35,305
	半壊棟数	棟	52,004	48,537
人的被害	死者数	人	6,221	2,223
	負傷者数	人	6,529	15,652
ライフライン	上水道（断水人口）	人	421,248	435,947
	下水道（支障人口）	人	159,750	129,454
	電気（停電軒数）	軒	17,118	34,328
生活支障	避難所避難者数	人	90,726	57,469
	避難除外避難者数	人	47,663	38,313

出典：平成28年度 福山市地域防災計画（福山市）、平成25年10月 広島県地震被害想定調査報告書（広島県）

4) 必要とされる緊急物資量

平成25年10月 広島県地震被害想定調査報告書（広島県）より、甚大な災害となる南海トラフ巨大地震被害想定を下に、必要となる緊急物資輸送量から、福山港に必要となる耐震強化岸壁の必要バース数を計画する。

表V-2-3 南海トラフ地震を想定した場合に必要な緊急物資量

項目		単位	数量	備考
避難者数 (当日・1日後)	避難所	① 人	90,726	
	避難所外	② 人	47,663	
帰宅困難者	帰宅困難者	③ 人	18,280	
	滞留者	④ 人	20,504	
物資需要量 (当日・1日後)	食料	⑤ 食	326,614	90,726人×1.2×3食 =326,614食
	飲料水	⑥ リットル	1,263,744	421,248人(断水人口)×3L =1,263,744L
	毛布	⑦ 枚	181,452	90,726人×2枚/人 =181,452枚
	仮設トイレ	⑧ 基	2,191	90,726人/100+128,400人/100 =2,191基

出典：平成25年10月 広島県地震被害想定調査報告書（広島県）

表V-2-4 福山市における災害備蓄物資・資材保有状況(H28.4.1 現在)

項目		単位	数量	備考
乾パン	⑨	食	43,264	
アルファ米	⑩	食	11,088	
飲料水	⑪	リットル	13,703	500mL×11,676本、490mL×16,051本
毛布	⑫	枚	39,228	毛布：11,746枚、簡易毛布：27,400枚、寝袋：82
仮設トイレ	⑬	基	152	手摺付き簡易トイレ：120基 仮設トイレ（一般、身障）：32基
簡易トイレ	⑭	基	299	簡易トイレ：14,930回分 (14,930回分/5回分=2,986個) ※平均的な使用回数5回とし、基数換算に当たっては、広島県地震被害想定調査報告書（手法編）における仮設トイレ0.1基換算とした。

出典：平成28年度 福山市地域防災計画（福山市）

平成25年10月 広島県地震被害想定調査報告書（広島県）

平成28年4月 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府)

表V-2-5 必要とされる1日当たり緊急物資輸送量

項目	単位	数量	備考
食料	a	食	272,262 =⑤-⑨-⑩
飲料水	b	リットル	1,250,041 =⑥-⑪
毛布	c	枚	142,224 =⑦-⑫
仮設トイレ	d	基	1,740 =⑧-⑬-⑭
テント	e	人	47,663 =②避難所外避難者を対象

表V-2-6 品目別輸送原単位

項目	単位	数量	備考		
食品	米	f	kg/人・日	0.3	港湾投資の評価に関する解説書2011より
	野菜	g	kg/人・日	0.4	港湾投資の評価に関する解説書2011より
	副食品	h	kg/人・日	0.3	港湾投資の評価に関する解説書2011より
衣料	毛布	i	kg/枚	1.0	港湾投資の評価に関する解説書2011より
住宅	仮設トイレ	j	m ³ /基	3.5	幅850×奥行1590×高2590mm、重量102kg
	テント	k	kg/人	25.0	港湾投資の評価に関する解説書2011より

表V-2-7 1日当たりの緊急物資輸送量(フレート・トン)

品目	単位	数量	備考
食料	トン/日	90.8	$a \div 3 \text{ 食/日} \times (f+g+h) \div 1,000$
飲料水	トン/日	1,250.0	$b \div 1,000$
毛布	トン/日	142.2	$c \times i \div 1,000$
仮設トイレ	トン/日	5,375.1	$d \times j \div 1.133 \text{ m}^3/\text{トン}$ (フレート・トン換算)
テント	トン/日	1,191.6	$e \times k \div 1,000$
合計	トン/日	8,049.7	

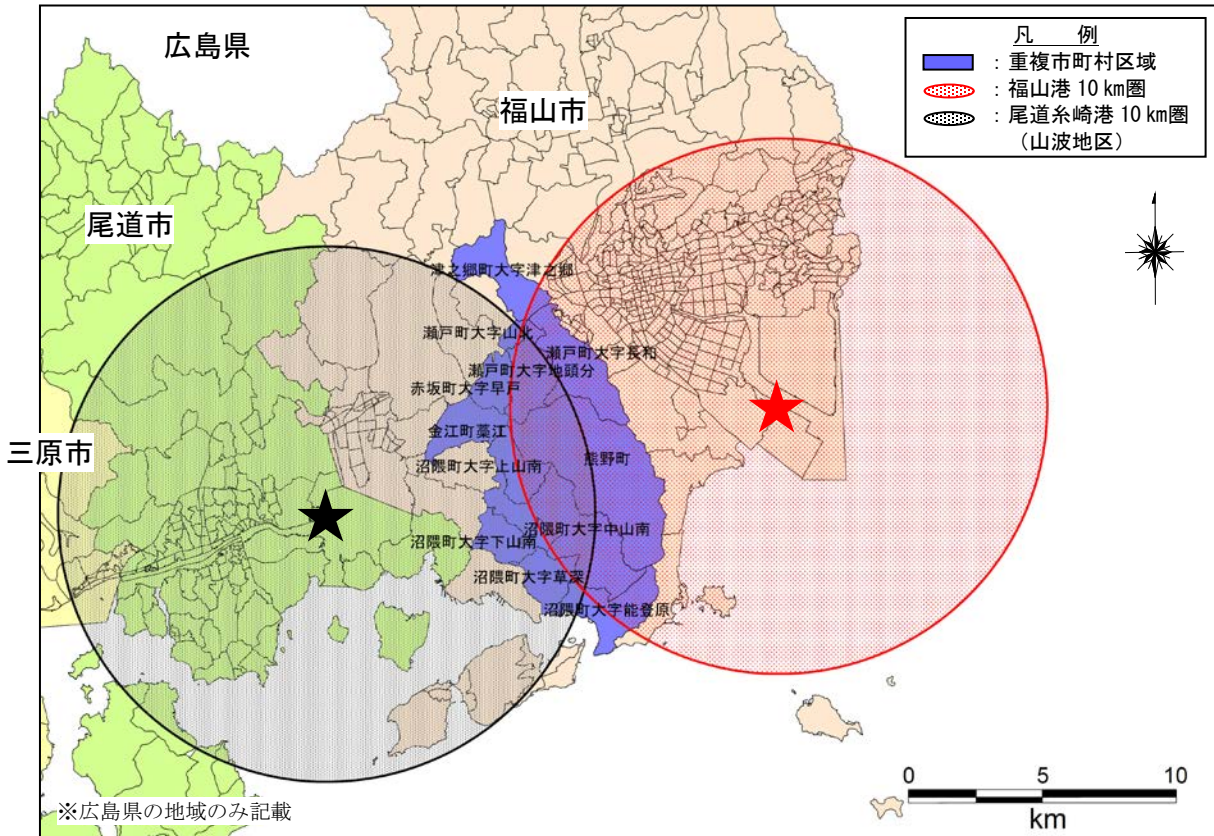
5)耐震強化岸壁必要バース数

港湾を經由して被災地に輸送する緊急物資量については、被災直後の道路事情（渋滞等）や、1日3回は配送が必要な食料も含まれることなどを考慮し、1時間到達可能圏域の人口を基に算出することとし、港湾から概ね10km圏内の人口を対象とする（※1）。

また、緊急物資輸送のうち耐震強化岸壁が取り扱う比率としては、阪神・淡路大地震では概ね10%程度の港湾分担率と推定されたことから、福山港においても海上からの緊急物資輸送量は10%とする（※2）。

※1 参考資料：臨海部防災拠点マニュアル（平成9年3月）

※2 参考資料：臨海部防災拠点マニュアル（平成28年3月）



図V-2-1 福山港背後10km圏域

表 V-2-8 福山港背後 10km 圏域の人口比率

福山市人口 (人)	福山港背後 10km 圏域人口 (人)	比率
471, 122	298, 783	63. 4%

※背後圏 10km 圏域対象人口は平成 29 年 12 月住民基本台帳により抽出

※尾道糸崎港の耐震強化岸壁の対象圏域と重複する市町村の人口は 2 港で分担 (半分) することで抽出

表 V-2-9 耐震強化岸壁必要バース数(南海トラフ巨大地震想定)

項目		単位	数量	備考
1 日当たり緊急物資輸送量	A	トン/日	8, 049. 7	
福山港背後 10km 圏域の人口割合	B	%	63. 4	
港湾分担率	C	%	10	
耐震強化岸壁 1 バース当たりの取扱能力	D	トン/日	240	人力による荷役能力
耐震強化岸壁必要バース数		バース	2. 13	$A \times B \times C \div D$

※臨海部防災拠点マニュアル (平成 28 年 3 月) に基づき算定

上記より、大規模地震発生時における被害想定から、福山港においては約 2 バース分の緊急物資輸送岸壁 (耐震強化岸壁) が必要である。

大規模地震対策施設では、緊急車両・人員・物資の全てを輸送する自衛隊船舶が 2 隻同時に福山港に入港することは想定されておらず、自衛隊船舶 1 隻が - 10m 岸壁に、主に緊急物資を輸送する海上保安庁巡視船が - 7. 5m 岸壁に入り、車両・人員・物資の必要量を輸送するという運用方法が想定される。

また、福山港背後圏におけるピーク時緊急物資量 (255. 2 トン/日) は、箕島地区の岸壁 (-7. 5m) に接岸可能な輸送艇が寄港すれば対応が可能である。

以上より、個別港湾における具体的な運用、岸壁耐震化によるコストを考慮し、大規模地震対策施設を箕島地区 (-7. 5m) に配置する。

表 V-2-10 大規模地震対策施設(緊急物資輸送用)

地区名	水深 (m)	延長 (m)	バース数	計画区分	機能
箕島	7. 5	130	1	新規計画	緊急物資輸送用岸壁
箕沖	10	170	1	既設	緊急物資輸送用岸壁

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

福山港におけるコンテナ貨物取扱いの中心である福山港国際コンテナターミナルの公共岸壁 (-12m) については、震災時においても幹線貨物の輸送拠点として物流機能を維持する必要があることから、耐震強化岸壁として計画に位置付けるものとする。

表 V-2-11 大規模地震対策施設(幹線貨物輸送用)

地区名	水深 (m)	延長 (m)	バース数	計画区分	機能
箕沖	12	250	1	新規計画	幹線貨物輸送用岸壁 (コンテナ)



図 V-2-2 耐震強化岸壁位置図

VI. その他の資料

1. 環境の保全に関する資料

(1) 環境への影響と評価

1) 大気質への影響と評価

今回計画において、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

2) 騒音・振動による影響と評価

今回計画において、騒音・振動に著しく影響を与える発生源はないことから、騒音・振動に与える影響は軽微であると考えられる。

3) 潮流への影響と評価

今回計画において、既定計画の土地造成計画面積は縮小されること、また新たな土地造成位置は湾内奥部であることから、潮流への影響は軽微であると考えられる。

4) 水質・底質による影響と評価

今回計画において、海域への新たな負荷も発生せず、潮流の変化も想定されないことから、水質、底質に与える影響は軽微であると考えられる。

5) 生態系への影響と評価

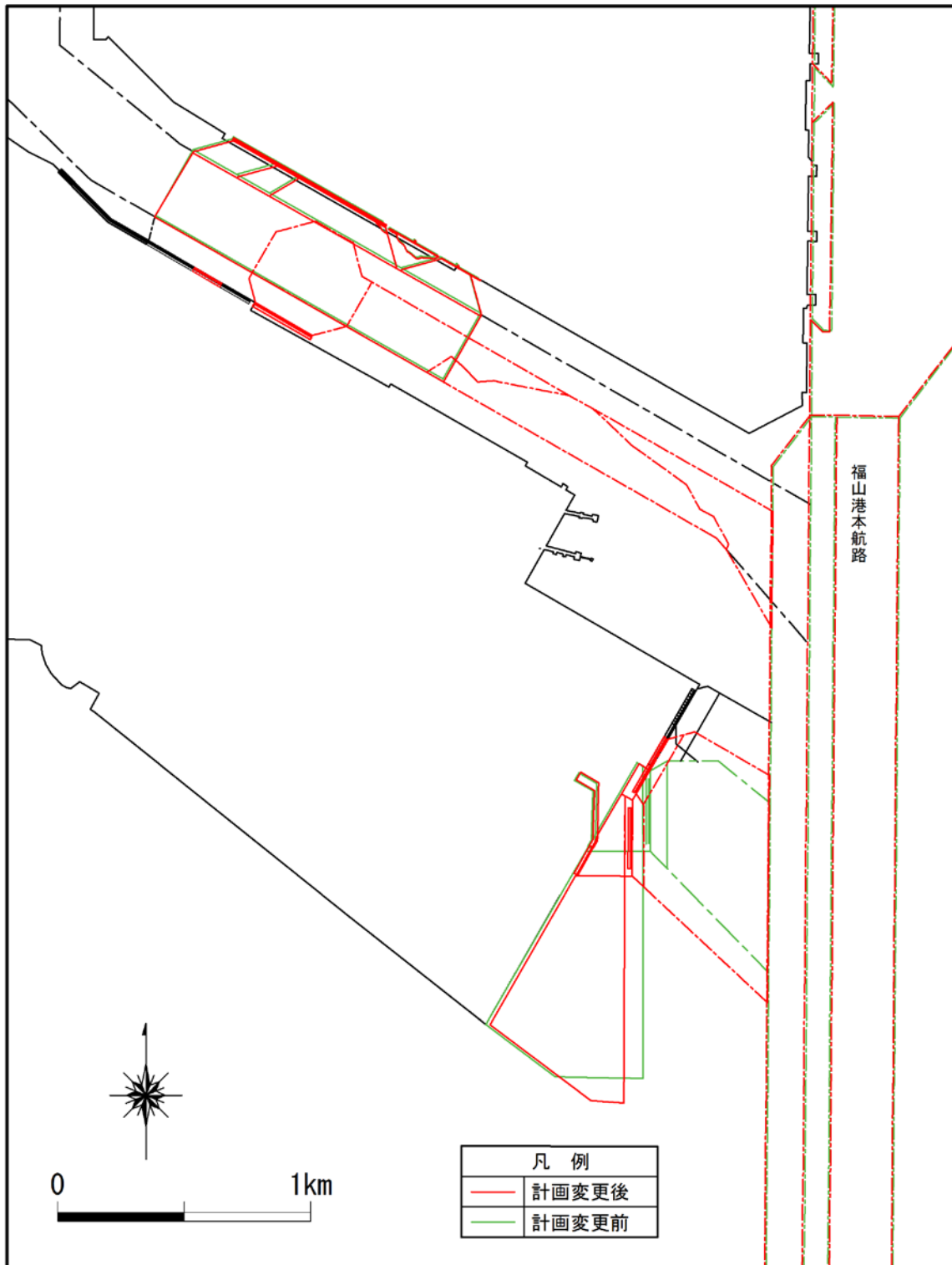
今回計画において、海底の一部を改変することになるが、水質への影響が軽微であると予測され、なおかつ既定計画の土地造成計画も縮小されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(2) 総合評価

今回計画が周辺環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今回計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を極力小さくするよう慎重に実施するものとする。

2. 新旧法線対照図



3. 地方港湾審議会名簿

(平成30年1月現在) (敬称略順不同)

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	田 辺 和 康	福山大学工学部教授
港湾関係者	岡 本 信 也	備後海運協同組合代表理事
	喜多村 久 至	広島県倉庫協会備後部会
	大 山 茂 生	中国地方港運協会福山支部支部長
	弓 場 丞	尾道地区旅客船協会会長
	遊 佐 清 和	全日本海員組合尾道支部長
	藤 井 久 敬	JFE スチール (株) 西日本製鉄所 (福山地区) 総務部長
	羽 田 幸 三	鞆の浦漁業協同組合代表理事組合長
県議会議員	宇 田 伸	広島県議会議員
	松 岡 宏 道	広島県議会議員
市議会議員	徳 山 威 雄	福山市議会議員
	池 上 文 夫	福山市議会議員
国の関係行政 機関の職員	西 村 順 子	福山税関支署長
	笠 松 美 恵	広島検疫所福山出張所長
	波戸岡 健 吾	中国運輸局尾道海事事務所長
	川 崎 茂 信	中国地方整備局長
	佐々木 賢 一	福山海上保安署長(福山港長)
県職員	宮 津 智 文	土木建築局空港港湾部長
市職員	枝 廣 直 幹	福山市長

地方港湾審議会の答申